

平成27年4月銚子市教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成27年4月24日（金）

午後3時00分 開 会 午後3時32分 閉 会

2 場 所

銚子市役所3階 庁議室

3 出席委員

委員長	松 尾 順 子
委 員	八 角 憲 男
委 員	鈴 木 猛 志
委 員	大八木 鷹 次
委 員	石 川 善 昭

4 出席職員

教育部長	青柳 清一	参事（教育総務課長事務取扱）	石橋多加士
学校教育課長	遠藤 洋一	生涯学習スポーツ課長	浪川 秀樹
学校教育課課長補佐	向後 陽子	学校教育課課長補佐	宇野 聡
指導室長（兼小児言語指導センター所長）	佐野 久子	青少年指導センター所長	草野 元良
市民センター所長	鈴木由美子	公正図書館長	林 宏美
青少年文化会館長	柴 紀充	体育館長	飯笹 博充
銚子高等学校事務長	高森 良文	教育総務課指導主事	本田 拓二

5 議題等

- 議案第19号 代決処分の承認を求めることについて（職員の任免）
- 議案第20号 代決処分の承認を求めることについて（平成26年度末県費負担たる校長及び教頭の任免に係る内申）
- 議案第21号 代決処分の承認を求めることについて（銚子市立高等学校教育職員の地域手当支給に関する規則の一部改正）
- 議案第22号 代決処分の承認を求めることについて（銚子市立高等学校教育職員の教職調整額支給に関する規則の一部改正）
- 議案第23号 代決処分の承認を求めることについて（銚子市立高等学校教育職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）
- 議案第24号 代決処分の承認を求めることについて（銚子市立高等学校教育職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則の一部改正）

- 議案第25号 代決処分の承認を求めることについて（平成18年改正教員給与等条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部改正）
- 議案第26号 代決処分の承認を求めることについて（平成24年改正教員給与等条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部改正）
- 議案第27号 代決処分の承認を求めることについて（平成27年改正教員給与等条例附則第3項から第5項までの規定による給料に関する規則制定）

6 議事の内容

【委員長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、平成27年4月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。
では、直ちに本日の会議を開きます。

【委員長】

はじめに、前回会議録の承認についてお諮りいたします。

3月24日に開催いたしました平成27年3月教育委員会定例会の会議録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めますので、当該会議録について承認いたします。

【委員長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をしていただきます。
では、教育長からお願いします。

【教育長】

それでは、お手元にお配りした資料に沿って、前回以降の教育委員会定例会以降の報告をさせていただきます。

1点目ですが、3月26日に北総教育事務所辞令交付式が、四街道北総教育事務所別館で開催されました。市内からは定年の校長が1名、定年の教頭が2名、退職教諭が9名、新規採用の教諭8名が出席をいたしました。

2点目ですが、3月31日に銚子市教育委員会辞令交付式の退職発令が、4月1日に採用発令がそれぞれ開催をされました。転出は、市立高校転出教員11名、転出指導主事4名。採用発令は、他部局へ5名、採用、他部局から16名、内部異動5名、昇任1名でございました。

3点目ですが、4月3日に今年度1回目の銚子市校長会を開催いたしました。

4点目ですが、4月7日に銚子市立銚子高等学校入学式に私と松尾委員長が出席をいたしました。入学生は325名でした。

5点目ですが、4月8日に銚子市立小学校・中学校入学式が行われました。小学校が午前中、中学校が午後に行われました。

6点目ですが、4月9日に県立銚子特別支援学校の入学式に参加をしております。

7点目ですが、4月10日に千葉県市町村教育委員会の教育長会議が 県庁で行われました。この4月1日から県の教育長が交代になりました。前任者の滝本教育長が文部科学省へ帰任。新たに文部科学省から内藤新教育長が着任されました。千葉県教育委員会各課から今年度の方針の説明がありました。

8点目ですが、4月13日に管内の第1回の教育長会議が行われました。今年度の日程、更には北総教育事務所管理課から様々な指導がありました。

9点目ですが、4月14日に教育委員会第1回協議会を実施いたしました。中学校再編に関わる通学補助について協議をいただきました。

10点目ですが、4月17日に銚子市第1回教頭会を市役所で開催をいたしました。今年度、新任の教頭が6名、行政からの再任が1名、計7名が新教頭会として加わりました。校長会同様、教育委員会の方針や様々な指導を行いました。

11点目ですが、4月17日に千葉県都市教育長協議会の第1回目が開催されました。

12点目ですが、4月20日に通学補助について、市長との調整協議を行いました。

最後に4月23日に東総管内学校運営合同会議が行われました。千葉県教育委員会北総教育事務所主催で、各教育委員、教育庁、管内56校の校長が出席しました。今年の北総教育事務所の方針等の説明がなされました。

以上で報告を終わります。

【委員長】

ありがとうございました。

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【委員長】

特に無いようですので、それでは、議事に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、先例にならい、大八木委員、石川委員を指名します。

【委員長】

日程第2 会議時間の決定を議題といたします。

会議時間について、お諮りいたします。

本日の会議時間は、午後4時までといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

【委員長】

よって会議時間は午後4時までと決定いたしました。

【委員長】

日程第3 議案第19号と第20号の2議案は関連がありますので、一括議題といたしますが、委員の皆さんにお諮りします。人事案件となりますので、非公開といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

【委員長】

よって、議案第19号及び議案第20号は非公開とし、会議録への記載はしないこととします。この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

《 職 員 退 室 》

(この間の会議録については、銚子市教育委員会会議規則第52条の規定により記録なし)

《 職 員 再 入 室 》

【委員長】

休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの議事の結果を申し上げます。

採決を行いまして、議案第19号及び第20号は、原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

続きまして議案第21号から議案第27号までの7議案は関連がありますので、一括議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職 員 朗 読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第21号から議案第27号「代決処分の承認を求めることについて」関連があることから、一括して提案理由を説明いたします。

市立高等学校教育職員の給与制度改革条例は、本年2月教育委員会定例会の承認を得て、3月定例市議会で上程、可決され、4月1日に施行されました。

この条例の改正は、千葉県人事委員会の給与制度の総合的見直しに基づく、千葉県職員の給与制度改革に応じ、市立高等学校の教育職員について、千葉県教育職員との均衡を考慮し、所要の改正をしたもので、月例給水準の引下げ、地域手当の段階的引

上げ、管理職員特別勤務手当の支給要件の拡大、給料表の見直しに伴う経過措置の現給保障の実施であります。

これに伴い、この条例改正に関連する教育委員会規則の改正及び制定につきましては、県の改正案の内容を確認したうえで、規則改正をする必要があったため、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、代決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、これらの規則の主な内容について、説明します。

まず、議案第21号「銚子市立高等学校教育職員の地域手当支給に関する規則」の一部改正についてですが、改正された給与条例で千葉県において給料表の水準引下げ及び国の地域手当の見直しに併せ、支給割合を県内一律7%から9%に段階的に引上げることから、平成27年度は7.5%となることを定めたものであります。

次に、議案第22号「銚子市立高等学校教育職員の教職調整額支給に関する規則」の一部改正は、教育職員の教職調整額の支給に関し、算出の基礎となる給料月額を改正給与条例の内容に改正しました。

議案第23号「銚子市立高等学校教育職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則」の一部改正は、給料表が改正されることに伴い、現行の「昇格時号給対応表」による昇格後の号給について対応が変更となる場合が生じることから、「昇格時号給対応表」の改正を行いました。

議案第24号「銚子市立高等学校教育職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則」の一部改正は、条例改正により平日深夜の勤務についても新たに支給対象にされたことに伴う管理職の区分に応じた支給額を規定したものであります。

議案第25号「平成18年改正教員給与等条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則」の一部改正、第26号「平成24年改正教員給与等条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則」の一部改正については、今回の条例改正における現給保障を受けることとなる職員のうち、平成18年の給与制度改正の経過措置及び平成24年給与制度改正の経過措置の適用について所要の改正を行いました。

議案第27号「平成27年改正教員給与等条例附則第3項から第5項までの規定による給料に関する規則」の規則制定については、改正された給与条例の附則には、給料表の改定後に給料月額が減額となる場合の現給保障として、その差額を支給すると定めておりますが、その条例附則での経過措置額の算定に当たって、平成27年3月31日に受けていた給料月額を基本とすることが適当でない職員及びその職員についての取扱い等を定める必要があるため、新たに規則を制定したものであります。

なお、議案第21号から第27号までの規則改正につきましては、県と同様に4月1日から施行しております。

以上で、議案第21号から議案第27号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【鈴木委員】

地域手当についてですが地域手当とはどういう性格のものでしょうか。

【学校教育課長】

地域手当につきましてはその地域の給与水準に合わせて、歳出するものであり、例えば都市部で周辺の企業の給与水準が高い場合、それに合わせて給与を上げないと、良い職員が配置できないことが懸念されます。そのことから、給与水準が高い企業が多い地域については地域手当が高いということがあります。ですが、千葉県においては平成26年度までは現行7%で統一されています。それが今回段階的に9%まで引き上げられます。

【教育長】

基本的には都市部は物価が高いが、地方は物価が安いということがあります。今までは都市部の地域手当は高かった経緯があります。ですが、千葉県内についてはそういった格差がなくなってきているとみられており、そういったものを無くそうとする動きが強まっています。

【委員長】

地域手当の対象者は全職員が対象ですか。

【学校教育課長】

県は全職員が対象です。

【委員長】

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第21号から議案第27号までの7議案は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

以上をもちまして、平成27年4月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第51条の規定により署名する。

平成27年5月29日

署名委員 大八木 鷹 次

署名委員 石 川 善 昭